令和 6年10月 4日 公共施設調查•整備特別委員会(未定稿)

〇岩田委員長 日程1、陳情審査に入ります。当委員会に新たに陳情が送付されました。 送付6-36、中・高生でもボール遊びができる場所を求める陳情書です。陳情書の朗読 は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いいたします。

〇小阿瀬子育て推進課長 それでは、教育委員会のほうで子どもの遊び場事業をやってございますので、こちらの取組につきまして、ご参考としてご説明をさせていただきたいと思います。

これまで、教育委員会として、子どもが外で伸び伸びと遊ぶことができます環境づくり、これを推進していくために、平成25年度から子どもの遊び場事業を行っているところでございます。それ以降、和泉公園でありますとか、また東郷公園などの区立公園、また国有地とか民有地、こんなところを活用させていただきながら、これまで整備を進めてまいりました。現在では、区内10か所におきまして事業を展開しておるところでございます。

この遊び場事業につきましては、これまで数次にわたりまして、区民のニーズ調査などを行ってきてございます。その中でも、この新しく設置を求める声というのが非常に大きく、昨年度調査した調査におきましても、その声がさらに大きくなっている状況となってございます。こうした現状に鑑みまして、現在も、この子どもの遊び場事業、新規整備に努めているところでございます。

昨今、夏の異常な暑さとかということによりまして遊び場が中止になってしまうことが 多くなるような、そんなようなところが昨今の課題としてございますけれども、こうした ことも含めまして、今後も、この夏の暑さ対策というものも含めまして、引き続き遊び場 の拡大を図っていくというふうに考えているところでございます。

遊び場事業の取組等につきましての、ご参考としてのご説明でございます。 以上でございます。

〇岩田委員長 ありがとうございました。

委員の皆さんから執行機関に確認したい事項はございますか。えっ。いいですか。 質問するの。

えごし委員。

〇えごし委員 すみません。中・高生でもボール遊びができる場所を求める陳情書ということについてですので、今、説明も頂きましたけど、子どもの遊び場事業って、基本的には幼児と小学生というふうにホームページとかにも書かれてあるんですけれども、やっぱり中学生が遊べる、また高校生でも遊べる場所というのは、本当に区内でも少ないと思います。私も、最近でも中学生のお子様から、本当に、ボール遊びに行ったけど、ちょっと注意されたという、中学生は遊ばないで、ということで言われたという声もお聞きしました。東郷公園とかでも、最近、あれですね、9月26日付でホームページにも載っていましたし、公園でもお知らせの紙が貼られていましたけれども、ボール遊びのルールということをまず再度しっかりと貼られてあって、そこはもう、完全にもう、対象者は小学生以下ということで、中学生以上は駄目ということで、これ、ボールはもう軟らかいもの限定で、硬いサッカーボールは駄目というのは書いてありましたけれども、そういうふうに明確に中学生以上は駄目というふうにも書かれてありました。こうなると、もう本当に中高生が遊べる場所はなくなってきているのかなと思うんですが、今のところ、区内で中高生

令和 6年10月 4日 公共施設調查・整備特別委員会(未定稿)

がそういう遊びができるようなところというのはどのぐらいあるんでしょうか。

〇小阿瀬子育て推進課長 遊び場事業の中での中学生の遊ぶ領域というところでございますけれども、ご指摘いただきましたように原則は主に小学生までのその対象ということでやらせてはいただいてございますけれども、ただ、中学生の方が遊びに来られて完全に断ってしまうかというのは、対応は、運用の面ではしていない状況もございまして、原則的には今のところないような状況でございます。

Oえごし委員 ないような状態。

今の遊び場事業では、中学生が来ても柔軟に対応という話はありましたけれども、やっぱり公園の遊び方として、そういうふうに中学生以上は駄目と、こう言われていたりすると、何ていうのか、周りの目とかも、やっぱり中学生が遊んでいると駄目だというのもあると思いますし、中学生たちの思いとしても、あ、ここの公園はもう遊んじゃいけないんだなというふうに思ったりもされると思います。今回その、中学生が遊んじゃ駄目というのは東郷公園でのあれなので、ほかのところはまたちょっと違うのかもしれないんですけれども、全体的にやっぱり中高生以上の皆さんも遊べる場所を何とかつくっていくというのは、ぜひ、やっぱり検討はしていっていただきたい。まあ、検討しているけどなかなかという部分はあるかもしれないんですけれども、していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。その検討の部分を、今、状況などがあれば教えてください。

〇岩田委員長 はい。休憩します。

午後1時37分休憩午後1時38分再開

〇岩田委員長 再開します。

道路公園課長。

〇千賀道路公園課長 はい。一般的な意味合いで、中学生以上ですかね、ボール遊びができるところ、例えば我々が所管している公園などでというご質問かと思いますが、やはりボール遊び、例えばお子さん、小学生以下とか、あるいは小さいお子様が親御さんと遊ぶというところは、それほど危険性がないというところがありますけども、少なくともちょっと、中学生以上ということになりますと、かなり、球ですとかのスピード、それからちょっと大人数でやると、やっぱり他の利用者の危険になるというところがございますので、これは現状の公園のしつらえではなかなか難しいかなと。可能であればというところがございますけども、そういった、やっぱり専用のしつらえをしないと難しいかなというところでございます。

〇岩田委員長 えごし委員。

○えごし委員 はい。というのは、小さいお子様を抱えておられる保護者の方からは、やっぱり危ないから分けてほしいという声もよくお聞きしますし、大きいお兄ちゃんとか中高生の方とかは分けてほしいというのも本当にお伺いするので、区の対応として、こう、いろいろ、区民の方の意見も聞きながらするというのは重々承知をしております。ただ、その上で、やっぱり中高生の場所も何とか確保できるようにという上では、例えば中学校の校庭とかを使わせてもらって、まあ、部活とかも使われていてというのはあるんですけれども、例えばちょっとこう、使える時間をちゃんと確保するとか、部活も全面使っているわけじゃないと思うんで、例えば一部をそういうふうに開放するとか、何かそういう形、

### 令和 6年10月 4日 公共施設調查•整備特別委員会(未定稿)

あとは例えば大学のグラウンドとか、何かそういうほかの場所をちょっと時間的にお借り してとかということも検討されていたりというのはするんでしょうか。

〇小阿瀬子育て推進課長 はい。中学校の校庭とか大学の場所での検討状況というところ でございます。

中高生の居場所というところの面では、ちょっと学校の校庭の施設として貸し出す部分がございましたりですとか、また、児童館の中高生タイムなんかもあることはあるというところで、認識しています。ちょっと、活用という意味では、そうですね、こちらで、これまで遊び場をしてきた中で、直接中学校とかそういったところというところで、中高生専用にというところの検討というかお話というのは直接していないところではありますけれども、大学につきましては、区内の日本大学とか、過去には当たらせていただいている経緯もございます。また、なかなか、ちょっと、実現にはちょっと至っていないところでありますけれども、確かに検討の俎上としては区内の大学を生かして活用する方策というのはございますし、国有地、民有地、都有地、全て併せて遊び場として適地であれば、そこはそういったところを活用していくということは、その考え方は持っているところでございます。

○えごし委員 大学とかだと、もしかしたら大学生にそうやって見てもらったりとか一緒にとかというのもできるかもしれませんし、この新しい場所をつくるというのは本当にやっぱりなかなか大変だろうなというのは、私も重々承知をしております。その中でも、様々、もう考えて検討もしていただいているということも分かるんですけれども、やっぱり遊べる場所がないというのは切実な声で、こうやって陳情も出していただいていると思いますので、また様々検討した上で、新しい視点からの確保の仕方というのもまた検討いただきたいと思いますので、お願いいたします。

〇小阿瀬子育て推進課長 ただいまのご要望を受け止めさせていただきまして、検討のほうを進めてまいりたいと思っております。

# 〇岩田委員長 春山委員。

〇春山委員 えごし委員の関連なんですけれども、ちょっと、なかなかすぐに実現というか、やっていくのはすごく難しいと思うんですが、えごし委員のご指摘のように、やはり、常設の施設を造っていくって、すごくハードルが高いと思うんです。やっぱりそういうときにいろんなところの暫定、空いている低未利用地をどうやって暫定利用していくかということが多分すごく大事になってきている中で、子どもの中高生のボール遊びということじゃないんですけれども、世田谷とかでも民有地のところを、ある一定の期間だけ、開発の前のところを全体でマネジメントするという形で、何でしたっけ、子どもたちが遊べる空間にしてみたりというので、それは暫定で半年間だけ利用できますというようなことをやってみたりとか、やはりそういう柔軟なマネジメントをしていくということがすごい大事だなと思っていて、例えば九段のこれから集合住宅が建つ九段南のところ、建設費の高騰もあって、なかなか、まだ着工も難しいという、広大な土地が空いているところとか、やっぱり、子どもたちが通ったら、あそこでボール遊びしたいなとか、やっぱり思うわけですよね。何かそういうエリアマネジメント的なものの第三者とのところも補完が必要になるのかもしれないんですけれども、そういった空いている土地の暫定利用、民の土地も含めて、どうやって活用できるようにしていくかということも大事なのかなと思いますが、

### 令和 6年10月 4日 公共施設調查•整備特別委員会(未定稿)

いかがでしょうか。

〇藤本環境まちづくり部長 今、委員のご指摘のありました、まちづくりとかで一時的に 暫定的に使えるような土地などありましたら、まさに今、とてもよい案かなと思いました。 まちづくり、これからまだ進んでいきますので、その中でそういったところも視点に入れ ながら、少しでも中学生以上の方々が体を動かせるような場所を確保できないかというと ころにも注視しながら、仕事のほうは進めていきたいというふうに考えています。

〇春山委員 はい。ありがとうございます。本当に子どもの、昔の子どもたちって、別に そこが完全に整備されているグラウンドで、必ずしもサッカーをしなきゃいけない、野球 をしなきゃいけないということではなかったと思うんですよね。だから、そういった意味 で、そういう整備されるところも必要だけれども、そうじゃなくても使えて、安全の確保 だけして使えるような空間というのを考えていくことも大事かなと思います。

〇岩田委員長 あの、実際、僕も、子どもの頃、本当はいけないんでしょうけども、空き地なんか、不法侵入になっちゃうんでしょうね、今だったらね。でも、そういうところで何かやったりとか、あと、裏路地とかでボールを蹴ったりとか、野球はできなくても軟らかいボールと軟らかいプラスチックのバットで野球もどきのようなことをしていたんで、何かできればとは思うんですけど、でも、さすがに中高生となると、小学生と比べてかなり体力もあって、まあ、ボールも飛距離が飛んで危険性も増すということを考えると、なかなかちょっとそれは難しいと。で、区もいろいろやってはいるけども、中高生のところまではちょっと難しいかなと。ただ、子どもの遊び場についてはいろいろやっているというところですよね。はい。

ほかに何かございますでしょうか。

〇えごし委員 すみません。陳情のところに書いてあるのであれなんですけれども、外濠 グラウンドしか今のところなくて、料金もかなり負担です、と書かれてありました。これ、例えば、区民のお子さんだったら安くなるみたいなというのは、今、あれはあったんでしょうか、この利用に関しての料金。そういうのは、所管が違うかな。

〇千賀道路公園課長 ちょっと利用料金、利用に関しての手続は地域振興部のほうになるんですけども管理している我々のほうで把握しているところでも、基本的にお子様だから減免というとこはないというところでございます。

〇えごし委員 すみません。ちょっと所管が違うというところであれなんですけれども、 やっぱりこの陳情書にも、中高生にはちょっと高いんじゃないかという声もあるというと ころなので、そういう利用料についても、もし区民の方で遊べる場所もなくてというとこ ろもあるので、検討も頂けると、ありがたいかなと思います。

- 〇千賀道路公園課長 頂いたご意見は所管のほうにも申し伝えておきたいと思います。
- Oえごし委員 お願いします。
- 〇岩田委員長 ほかに。

〇池田委員 今、外濠グラウンドの件が出たんですけれども、今、何ていうんでしょうかね、稼働率というのか、空いている時間とか曜日とかというのが、まあ、すぐにとは言わないんですけども、あるんではないのかなというふうにちょっと思ったんですけれども、実際、(発言する者あり)それは、丸一日というわけじゃないんですね。平日の何時から何時というところで、稼働率も含めて、空いている日、時間帯があるんではないのかなと

### 令和 6年10月 4日 公共施設調查•整備特別委員会(未定稿)

思うんですけど、その辺りどんな把握をされていますか。

〇千賀道路公園課長 その予約の手続も全て地域振興部のほうになるんですが、ちょっと、正確なことはちょっと――ではないんですけど、予約システム等を使っておるので、それで空き時間等が分かるかなというところがございます。すみません。ちょっと、正確ではないんですけども。

〇池田委員 スポーツセンターでも、日曜日なんかは無料開放日というのが月に1回決められていて、区民の方でも、ふだんは料金がかかるんだけれども、その日だけは無料で、アリーナですけどね、スポーツセンターの場合は使えるという日があるように、外濠グラウンドも、土日は皆さん使われるので無理なんですけど、平日の3時から5時までとか、そういうところで固定するような、かどうかはまだ別としても、区民に対しての開放日というのを、どうなんでしょうね、検討する余地があるのかどうかはいかがでしょうか。〇小川子ども部長 現状で、子どもの遊び場として、水曜日ということで年間30回位程度なんですけれども、2時から4時ということで、現状で開放していることもございます。〇池田委員 今、部長が言ったのは、外濠の遊び場の、狭いほうなんですよね。人工芝があって、グラウンドではなく、グラウンドから少し離れた、(発言する者あり)スタンドの奥のほうなんです、市ヶ谷寄りの。あそこはあくまで遊び場事業の中の一環ですから、(発言する者あり)なので、全体、グラウンド全体という意味では、まあ、1クール、2時間単位でも無料開放できるようなことが可能であればご検討いただきたいんですけれども、いかがでしょう。

〇小阿瀬子育て推進課長 今、外濠グラウンドのほうは、一応、全面開放を、遊び場事業の開催、水曜日の2時-4時につきましては全面で開放させていただいているところでございます。

〇池田委員 そこについては先ほどえごし委員も言いましたけども小学生までで、プレーリーダーがいるのかな、あそこの外濠は。なので、中高生が行ったときにはまず断られますし、実際にそこに置いてある用具というのも、そんなに硬くない、軟らかいボールだったり、カラーバットだったりというんでしょうから、その程度だと思います。で、今ここの陳情者については、トスバッティングができるぐらいというところなので、かなりのスペースや広さが必要なのかなと思いますから、そこのところはつくって終わり、区切らないといけないのかなと思いますので、改めて検討の余地があるんであれば、またお答えいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

〇小阿瀬子育て推進課長 はい。そうですね、ご指摘いただきましたように、やはり中高生になりますと、そういった硬い、バット、ボールなんかも使用しているところもあると思いますので、何かその区分けとかそういったことも今後検討の中に含めて、こういった遊び場事業を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

〇岩田委員長 池田委員、僕、ちょっとイメージとして、トスバッティングって、壁にネットがあって、そこに向かって打つ感じなのかなと思ったんですけど、やっぱり広い土地とかって必要な感じですかね。

池田委員。

〇池田委員 それぞれやり方はあると思います。(発言する者あり)テニスの壁打ちもそうでしょうけど、相手が向こうにあれば、やり取りは1人でできますけど、トスバッティ

### 令和 6年10月 4日 公共施設調查•整備特別委員会(未定稿)

ングの場合は、思いっきり打ちたい場合はどこまで飛んでいったかというのを、子どもたちは、やはり距離を飛ばしたい子はいますから。はい。先にネットがあって終わりというわけに、ゴルフの打ちっ放しとはまた違うイメージでしょうし、あんまりネットに引っかからないで思いっきり打ちたいんじゃないのかなというのが、今この陳情からは受け止められたんですけれども。

〇岩田委員長 そうでしたか。すみません、失礼しました。ちょっと、そういうのをやったことがなかったんで。ごめんなさい。

環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 ここに野球でトスバッティングと書いてありますので、一般にトスバッティングというと、野球部にいた者からすると、(発言する者あり)2人で投げて、こう、2人でやるんですけども、1人が投げて、1人、打つほうがワンバウンドで返すという、練習の前にやる練習でして、大体うまい人であれば、50回やれば50回、相手に返すのが普通なんですけども、ただ、行かない場合もあって、あっちに行っちゃったりしちゃう場合もあるので、普通はこのぐらいのスペースでいいんですけど、やっぱり安全を考えると、少し広いところで、野球の専用のところで野球の練習をしている人たちがやるところでやらないと、なかなか難しいかなというふうに思います。

〇岩田委員長 ああ、なるほど。詳しい説明、ありがとうございます。(発言する者あり) いや、ちょっと状況が分からなかったもので、トスバッティングというと、何か僕のイメージではネットに向かって打つのかなと思っていたんで、狭くてもいけるのかなと思ったんですけど、そうじゃないんですね。ある程度の広さは必要ということなんですね。

- ○藤本環境まちづくり部長 それはティーバッティング……
- 〇岩田委員長 あ、それはティーバッティングですか。すみません。失礼いたしました。 ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇岩田委員長 特にございません。

はい。じゃあ、ほかになければ、この取扱いというのはいかがされますでしょうか。 はい。じゃあ、一旦休憩します。

午後1時54分休憩午後1時56分再開

〇岩田委員長 再開いたします。

では、今、休憩中に皆様からのご意見を賜りました。この遊び場については、新しく場所を求めるのか、既存のところでやり方を変えるのか、いろいろ、区としてもこれから検討していくということで議論を終了いたしまして、この議事録をもって陳情者にお返ししたいと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇岩田委員長 はい。ありがとうございます。それでは、中・高生でもボール遊びができる場所を求める陳情書につきましては、これで終了いたします。

日程1、陳情審査を終了いたします。